

「神栖市農業者及び漁業者向け利子助成制度」の受付開始について

茨城県信用組合（本店：水戸市、理事長：幡谷 祐一）は、このたび、東日本大震災で被災された神栖市在住の農業者及び漁業者を対象とした「神栖市農業者及び漁業者向け利子助成制度」の受付を開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 利子助成の内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 受付開始日 | 平成23年9月1日(木) |
| (2) 対象者 | 東日本大震災及び福島第一原発事故により被害を受けた神栖市在住の農業者又は漁業者で、当組合神栖支店・波崎支店・知手支店から資金を借り受けた方 |
| (3) 対象の借入 | 東日本大震災及び福島原発事故に伴う農業又は漁業の再生産に係る運転資金や復旧経費の確保等 |
| (4) 限度額 | 融資額の内500万円以内 |
| (5) 助成率 | 年1.00% |
| (6) 助成期間 | 貸付実行日から5年以内 |
| (7) 申込期間 | 平成23年8月10日～平成24年3月31日
上記の期間に当組合取扱店舗（神栖支店・波崎支店・知手支店）のいずれかに借入申込書を提出し、市長に利子助成申請をしたもの。すでに借入を行ったものは遡って申請可。 |

2. 手続きについて

利子助成に関する手続きは当組合取扱店舗（神栖支店・波崎支店・知手支店）が窓口となり、神栖市に対する承認申請・交付申請・請求・利子助成金交付の事務を代行いたします。

以上